

様式第5号 (第1面)

提出期限: 変更後10日以内
(登記簿変更し、謄本の添付が必要な場合は
変更後30日以内)

※ 再交付 年月日 年 月 日
書 換

~~許可証再交付申請書~~
~~労働者派遣事業変更届出書~~
~~労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書~~

不要な表題を抹消

年 月 日

厚生労働大臣 殿

1、3の全文を抹消

申請者

届出者

法人の場合は法人の名称及び代表者の氏名を記載(法人の代表者が変更された場合は、新任の代表者氏名を記載)

- 1 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第8条第3項の規定により下記のとおり許可証の再交付を申請します。~~
- 2 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。
- 3 ~~労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第11条第4項の規定により下記のとおり許可証の書換えを申請します。~~
- 4 届出者(法人にあっては役員を含む。)(届出者が未成年の場合、その法定代理人をいう。)については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第6条各号(第3号を除く。個人にあっては第3号及び第11号を除く。)のいずれにも該当しないこと並びに届出者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。
- 5 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律第36条の規定により選任する派遣元責任者については、同法第6条第1号、第2号及び第4号から第9号までのいずれにも該当しないこと、未成年者に該当しないこと、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第29条の2第1号に規定する基準に適合すること並びに派遣元責任者が精神の機能の障害により認知、判断又は意思疎通を適切に行うことができないおそれがある者である場合には該当する全ての者の精神の機能の障害に関する医師の診断書が添付されていることを誓約します。

代表者、役員に変更がない場合は4全文を抹消

派遣元責任者の変更、事業所新設がない場合は5全文を抹消

記

1 許可番号	派45-●●●●●●	2 許可年月日	許可された年月日
3 (ふりがな) 氏名又は名称			
4 住所	〒 () () - ()		
5 (ふりがな) 代表者の氏名 (法人の場合)	※記載必須 ただし、代表者が変更された場合は、変更前の代表者を記載		
6 (ふりがな) 事業所の名称			
7 事業所の所在地	〒 () () () - ()		

※

収入印紙
(消印しては
ならない。)

変更届出書の場合は、収入印紙は必要ありません

8 変更の内容								
変更に係る事項	変更後			変更前			変更年月日	
① (ふりがな) 氏名又は名称							年 月 日	
② 住 所	事業主(法人)の名称、氏名・住所に変更がある場合は、「変更届出書及び許可証書換書」として提出する						年 月 日	
③ 代表者の氏名 (法人の場合)	代表就任前に役員だった場合は③欄のみ、役員でなかった場合は③④欄に記載 代表者退任後も役員である場合は③欄のみ、役員も退任する場合は③④欄に記載						年 月 日	
④ 役員の氏名及び住所 (法人の場合)	(ふりがな)			(ふりがな)			年 月 日	
	氏名			氏名				
	住所	住民票に表記されている通りに氏名・住所を記載(都道府県から) 2人以上の変更の場合は、この欄に準じて別紙を作成するか、この様式を追加する						
⑤ (ふりがな) 事業所の名称							年 月 日	
⑥ 事業所の所在地	事業所の名称・所在地に変更がある場合は、「変更届出書及び許可証書換申請書」として提出する						年 月 日	
	()	特定製造業務への労働者派遣事業を開始した日又は終了した日を記載						
⑦ 特定製造業務への労働者派遣	開始年月日	年	月	日	終了年月日	年	月 日	
⑧ 派遣元責任者の氏名、住所等	(ふりがな)			(ふりがな)			年 月 日	
	氏名	製造業務専門 キャリア担当者			製造業務専門 キャリア担当者			
	住所	住民票に記載されている通りに氏名・住所を記載 住民票の住所と実際の居所が異なる場合は居所を()書きとし、居所証明書等を添付 2人以上変更の場合は、この欄に準じて別紙を作成するか、この様式を追加する						
	備考			備考				
⑨ 労働者派遣事業を行う事業所の新設								
イ 事業開始年月日				年 月 日				
ロ (ふりがな) 事業所の名称	事業所新設の場合は、⑨のイ欄～へ欄に記載 同じに2事業所以上については届出を行う場合は、この欄に準じて別紙を作成するか、この様式(第2面・第3面)を追加する							
ハ 事業所の所在地	※事業計画書(様式第3号)を新設事業所ごとに作成する							
ニ 特定製造業務への労働者派遣の実施の有無	特定製造業務への派遣予定がある場合には「1 有」に○			1 有	2 無			

ホ 派遣元責任者の氏名、職名、住所等					
(ふりがな)	職名	住所	製造業務専門	キャリア担当者	備考
氏名					
住民票に記載されている通りに氏名・住所を記載 住民票の住所と実際の住所が異なる場合は住所を()書きとし、居所証明書等を添付					
製造業務専門派遣元責任者の場合は○を記載 1名までは派遣元責任者との兼任可能					
へ キャリアコンサルティングの担当者の氏名及び職名 (ホと同じ者の場合は記載を要しない)					
(ふりがな)		職名		備考	
氏名					
※					
⑩ 労働者派遣事業を行う事業所の廃止					
(ふりがな)	事業所の名称	事業所廃止の場合は、⑩のイ欄～ニ欄に記載 同時に2事業所以上について届出を行う場合は、この欄に準じて別紙を作成するか、この様式(第3面)を追加する			
イ					
ロ 事業所の所在地	〒 (—			
ハ 廃止年月日	年 月 日				
ニ 事業所の廃止理由	事業所を廃止した理由を具体的に記載すること (例：実績が無く、今後も見込みが無い為 等)				
※					
9 再交付を申請する理由	9欄は記載しない				
※					
10 備考	他の事業所の派遣元責任者を異動させ、当該届出に係る事業所の派遣元責任者として引き続き選任するときで、添付書類を省略する場合は、以下及び異動前の事業所名を記載 8の⑧欄に係る場合：「労働者派遣法施行規則第8条第4項の規定により添付書類省略」 8の⑨欄(新設)に係る場合：「労働者派遣法施行規則第8条第2項ただし書きの規定により添付書類省略」 届出に係る担当者の氏名、役職及び連絡先を記載				

様式第5号(第4面)

記載要領

- 1 各申請書及び届出書共通事項
 - (1) ※印欄には、記載しないこと。
 - (2) 第1面上方の申請者届出者欄には、氏名(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)を記載すること。
 - (3) 3欄から7欄までには8欄の「変更前」の事項と同一の事項を記載すること。
- 2 許可証の再交付を申請するときの記載方法
 - (1) 表題「労働者派遣事業変更届出書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の2から5までの全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄には記載しないこと。
 - (3) 9欄には、再交付の申請に至つた理由を具体的に記載すること。
 - (4) 収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。
- 3 労働者派遣事業において、8欄の③、④、⑦又は⑧の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方の1及び3の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。また、8欄の③又は④の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の4の全文を、8欄の⑧の氏名に係る変更の届出をしようとする場合を除き、第1面上方の5の全文を抹消すること。
 - (2) 8欄の③又は④に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 特定製造業務への労働者派遣を実施し、又は実施を予定している場合において、変更後の派遣元責任者を同時に製造業務専門派遣元責任者として選任する場合には、8欄の⑧の「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
 - (6) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号。以下「労働者派遣法」という。)第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、変更後の派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑧の「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
 - (7) 収入印紙を貼る必要はないこと。
- 4 労働者派遣事業において、8欄の①、②、⑤又は⑥の事項に係る変更の届出及び許可証の書換えの申請をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書」並びに第1面上方1、4及び5の全文並びに「届出者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の①又は②に係る変更の届出をしようとする場合には、6欄及び7欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄には、変更に係る事項のみを記載すること。
 - (4) 9欄には記載しないこと。
 - (5) 収入印紙を申請書の正本にのみ貼り、消印はしないこと。
- 5 労働者派遣事業において、8欄の⑨の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3及び4の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 8欄の⑨ニは、該当する数字を○で囲むこと。なお、「1有」の場合には、製造業務専門派遣元責任者として選任する者について、8欄の⑨ホ「製造業務専門」欄に○印を記載すること。
 - (3) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、派遣元責任者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、8欄の⑨ホの「キャリア担当者」欄に○印を記載すること。
 - (4) 労働者派遣法第30条の2第2項に定める派遣労働者の職業生活の設計に関する相談について、8欄の⑨ホの派遣元責任者以外の者を派遣労働者が利用する相談窓口において対応する者として選任する場合には、へに必要事項を記載すること。
 - (5) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
 - (6) 収入印紙を貼る必要はないこと。
 - (7) 10欄に、労働者派遣事業を行う事業所の新設に係る担当者の氏名、職名及び連絡先を記載すること。
- 6 労働者派遣事業において、8欄の⑩の事項に係る変更の届出をしようとする場合の記載方法
 - (1) 表題「許可証再交付申請書」及び「労働者派遣事業変更届出書及び許可証書換申請書」並びに第1面上方1、3、4及び5の全文並びに「申請者」の文字を抹消すること。
 - (2) 6欄、7欄及び9欄には記載しないこと。
 - (3) 8欄の⑩ニには、事業所を廃止した理由を具体的に記載すること。
 - (4) 収入印紙を貼る必要はないこと。
- 7 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則(昭和61年労働省令第20号)第8条第2項ただし書きの規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨を記載すること。
- 8 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律施行規則第8条第4項の規定により添付書類を省略する場合は、10欄にその旨及び変更後の派遣元責任者が当該変更前に派遣元責任者として選任されていた事業所の名称を記載すること。
- 9 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載して添付すること。